

茨城県工賃向上計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年12月

茨城県

目

次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 趣旨	1
	(2) 第3期新しいばらき障害者プランにおける位置付け	1
	(3) 計画の対象期間	1
	(4) 対象事業所	2
2	本県における工賃の現状	2
3	前期計画の評価・課題	3
	(1) 主な取組みと結果	3
	(2) 評価・課題	7
4	工賃向上のための指針（重点項目）	10
5-1	今後の取組み（重点項目）	10
	(1) 企業的経営意識の向上	10
	(2) 自主製品の製造販売の推進	11
	(3) 発注単価の引き上げに向けた働きかけ	11
	(4) 官民連携による支援・発注促進	11
5-2	今後の取組み（その他）	12
	(1) 施設外就労への業務転換	12
	(2) 新たな業務の掘り起こし・開拓	12
	(3) 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達の推進	12
6	令和6年度～令和8年度の目標工賃	13
	(1) 目標工賃	13
	(2) 目標設定の考え方	13
7	工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等	14
	(1) 工賃向上計画の評価	14
	(2) 工賃向上計画推進のための協議等	14
8	参考	14

1 計画策定の趣旨

(1) 趣旨

就労継続支援B型事業所においては、障害者がある有する能力及び適性に応じ、社会保障給付等を活用しつつ地域で自立した生活を送ることができる収入の確保を目指して、工賃向上のための様々な努力を重ねてきたところです。

県では、平成19年度に「茨城県障害者福祉的就労支援計画（障害者工賃倍増5か年計画）」を策定し、その後、平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和3年度にそれぞれ「茨城県工賃向上計画」を策定し、このうち、令和3年度策定の計画では、令和5年度に平均工賃月額を17,140円とすることを目指して工賃向上に取り組んできました。また、令和4年3月に策定した令和7年度までを計画期間とする「第2次茨城県総合計画」においては、平均工賃月額を全国第10位の水準に向上させることを目標としており、引き続き工賃水準の向上を図っていく必要があります。

こうしたなか、国において、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針が令和6年3月に一部改正され、引き続き「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することが示されたことから、本県においても、「工賃向上計画」を策定することとしました。

今回の県の工賃向上計画では、引き続き、各事業所における工賃向上計画の策定などの主体的な取組を促すとともに、県・市町村においても工賃向上のための取組を求めるなど、官民一体となって工賃の向上を推進することにより障害者が持っている能力を最大限に発揮し、地域でいきいきと生活し活動できることを目指します。

(2) 第3期新しいばらき障害者プランにおける位置付け

令和6年3月に策定された「第3期新しいばらき障害者プラン」は、障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、一般社会の中で普通の生活を送ることが出来る「ノーマライゼーション」と、あらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念として、工賃向上計画の策定を福祉的就労の促進のための実施計画として、以下のとおり位置付けています。

障害者が働く実感と喜びを持てるよう、また、障害者が地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を引上げることが重要です。

工賃水準の引き上げについては、県及び事業所において別途「工賃向上計画」を策定し、その中で工賃向上の目標値を設定してまいります。

(3) 計画の対象期間

令和6年度～令和8年度

(4) 対象事業所

就労継続支援B型事業所（以下「事業所」といいます。）を対象とし、工賃向上計画を作成することとします。

【表1】事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	386	406	455

※工賃実績報告提出事業所数

2 本県における工賃の現状

本県における平均工賃月額はやや増加していますが、全国下位の水準に留まっています。

なお、障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和5年度実績から平均工賃月額の算出方法が見直されておりますが、本計画では令和4年度実績までの旧計算式（※）により、評価・分析を行います。

【表2】平均工賃月額等の推移

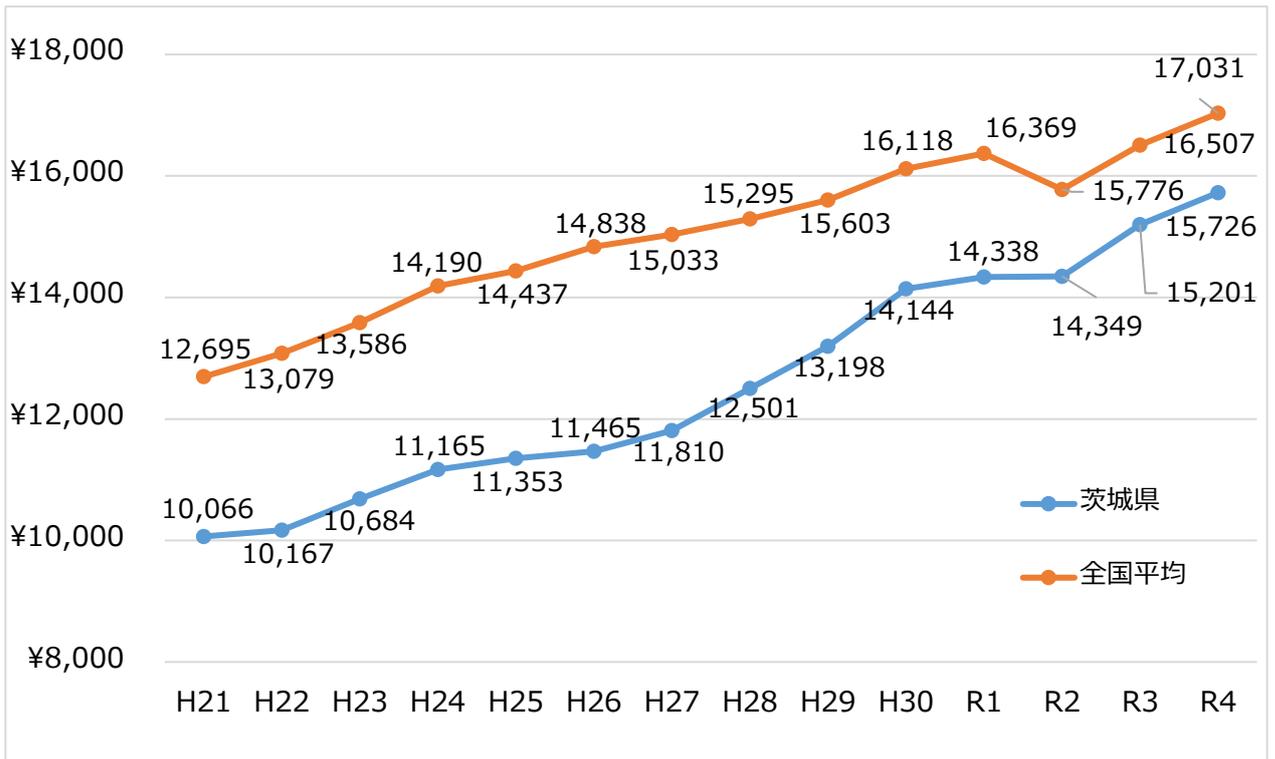
	R3年度	R4年度	R5年度	(参考) R5年度 新計算式	R3-4 増減数	R3-4 増減率	R4-5 増減数	R4-5 増減率
支払総額（千円）	1,102,134	1,241,875	1,407,715	1,407,715	139,741	12.7%	165,840	13.4%
事業所数（所）	386	406	455	455	20	5.2%	49	12.1%
支払延人数（人月数）	72,503	78,969	88,847		6,466	8.9%	9,878	12.5%
支払延人数（人日数）				1,536,131				
1日の平均利用者数				6,156.9				
平均工賃月額（円）	15,201	15,726	15,844	19,882	525	3.5%	118	0.8%
全国順位	38位	39位						
全国平均（円）	16,507	17,031			524	3.2%		

※平均工賃月額の算出方法

（旧計算式）＝工賃支払総額÷支払延人数（月）

（新計算式）＝工賃支払総額÷1日の平均利用者数（支払延人数（日）÷開所日数）
÷12月

【表 3】全国平均工賃との比較



3 前期計画の評価・課題

(1) 主な取組と結果

① 茨城県共同受発注センターの運営

- ・ 複数の事業所が共同で企業等からの請負業務等を行うための連絡調整機関である、「茨城県共同受発注センター」（以下「共同受発注センター」といいます。）に活動強化員（企業等への営業活動を担当）を配置し、受注の機会を確保しました。
- ・ また、工賃向上指導員や農福連携アドバイザーを配置し、工賃向上に係る施設運営上の課題解決に向けた訪問指導や事業所と農業経営体等とのマッチング支援を行いました。
- ・ その結果、共同受発注センターにおける受注金額は、令和5年度で237,595千円と過去最高を更新するなど、受注金額を大きく伸ばすことができました。
- ・ なお、作業種別の受注金額については、比較的工賃の高い施設外就労（農福連携※を含む。）が増加している一方、依然として内職をはじめとした施設内就労が6割を占めている状況にあります。
- ・ また、共同受発注センターに加盟している会員事業所の方が、非会員事業所に比べて平均工賃月額が高く、共同受発注センターの取組が工賃の向上に寄与しています。

【表4】共同受発注センター受注実績等

		R3年度	R4年度	R5年度	R3-4 伸び率	R4-5 伸び率
施設内就労	金額（千円）	116,720	127,357	141,302	9.1%	10.9%
	全体に占める割合	66.0%	60.2%	59.5%		
施設外就労 （農福連携を除く）	金額（千円）	26,674	38,621	46,689	44.8%	20.9%
	全体に占める割合	15.1%	18.3%	19.7%		
施設外就労 （農福連携）	金額（千円）	24,340	36,724	39,767	50.9%	8.3%
	全体に占める割合	13.8%	17.4%	16.7%		
自主製品等の販売	金額（千円）	9,131	8,841	9,837	-3.2%	11.3%
	全体に占める割合	5.2%	4.2%	4.1%		
合計		176,865	211,543	237,595	19.6%	12.3%

※農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

【表5】共同受発注センター会員・非会員事業所による工賃の比較

		R3年度	R4年度	R5年度
会 員	事業所数（割合）	222(57.5%)	208(51.2%)	244(53.6%)
	支払総額（円）	744,702,126	799,187,549	901,626,282
	支払延人数（人月数）	47,061	48,939	55,156
	平均月額工賃（円）	15,824	16,330	16,347
非 会 員	事業所数（割合）	164(42.5%)	198(48.8%)	211(46.4%)
	支払総額（円）	357,432,014	442,687,841	506,088,917
	支払延人数（人月数）	25,442	30,030	33,691
	平均月額工賃（円）	14,049	14,742	15,021

② 農福連携の推進

- ・ 共同受発注センターに農福連携アドバイザーを配置し、事業所と農業経営体等とのマッチング支援などを行いました。
- ・ 農業に不慣れな事業所の不安を解消し、新たに農福連携に取り組む事業所を増やすため、農作業体験会を実施しました。
- ・ 障害者が業務に慣れるまでの試行期間中の工賃の一部を補助することで、農業経営体等をはじめとする発注者側からの積極的な発注につながりました。
- ・ その結果、共同受発注センターにおける農福連携の受注件数・金額を伸ばすことができました。

【表 6】共同受発注センターにおける農福連携の受注件数・金額

	R3年度	R4年度	R5年度	R3~5 伸び率
件数	39	46	50	28.2%
金額（千円）	24,340	36,724	39,767	63.4%

【表 7】初動工賃補助件数

	R3年度	R4年度	R5年度
件数	13	6	9

- ・ 商業施設など集客力のある場所において、事業所が生産した農産物や加工品の販売を行う「ノウフクマルシェ」の開催を通じて、農福連携の PR を行いました（令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）。

【表 8】「ノウフクマルシェ」開催状況

	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数	中止	2	2
参加事業所数		11	6
金額（千円）		326	190

③ 障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達

- ・ 官公庁による事業所等からの物品及び役務の優先的な調達を推進するため、毎年度「茨城県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定したほか、庁内各部等の関係者からなる庁内ワーキングチームを開催するなど、県のすべての部局が一体となり、発注の推進に取り組みました。
- ・ その結果、県実績額の伸びはやや鈍化するとともに、市町村実績額は増加したものの、全国順位は引き続き下位に留まっている状況です（令和 5 年度の実績は速報値で、全国順位は集計中）。

【表 9】 県および市町村における優先調達実績

(単位：千円)

	R3年度	R4年度	R5年度	R3-4 伸び率	R4-5 伸び率
県	39,183	39,376	41,538	0.5%	5.5%
全国順位	21	24	集計中		
市町村	74,143	80,926	116,740	9.1%	44.3%
全国順位	38	38	集計中		
計	113,326	120,302	158,278	6.2%	31.6%

④ 自主製品販売の支援

- ・ 商業施設など集客力のある場所において、展示即売会「ナイスハートバザール」を開催し、県民の障害者に対する理解と製品等の販売の促進に努めました（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止）。
- ・ セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）に設置している、福祉の店「ハーネス」の運営へ補助をすることで、障害者の製品等の販売促進を図りました。
- ・ 主に自主製品の製造に必要な備品等の経費を補助し、生産性の向上を図りました。

【表 10】 展示即売会「ナイスハートバザール」での販売額

(単位：千円)

R3年度	R4年度	R5年度	R3-5 伸び率
中止	1,986	2,426	22.2%

【表 11】 福祉の店「ハーネス」での販売額

(単位：千円)

R3年度	R4年度	R5年度	R3-5 伸び率
2,360	2,288	2,036	-13.7%

【表 12】 作業用品等整備補助金受給事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	9	13	7

⑤ 事業所のスキルアップ

- ・ 管理者をはじめ、事業所職員の意識を改革するため、工賃向上研修会を実施しました（令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止）。研修の実施により、取組事例を通じた工賃向上のポイントや作業単価に対する意識の向上につながりました。
- ・ 事業内容に適したアドバイザーを派遣し、事業所の製品の品質向上やコストの削減、新たな分野への取組のための技術指導等を行いました。

【表 13】工賃向上研修会開催実績

	R5年度
開催日時	令和6年2月22日（木）県庁内会議室
参加事業所数	115
主な内容	取組事例の説明（4事業所） 工賃向上に向けた取組（共同受発注センター）

【表 14】アドバイザー派遣受講事業所数

	R3年度	R4年度	R5年度
事業所数	25	21	15

（2）評価・課題

① 目標の達成状況

- ・ 令和3年度から令和5年度までの「茨城県工賃向上計画」では、本県の経済状況等を踏まえて令和7年度に全国第10位程度の工賃水準「19,211円/月、247円/時」（令和元年度実績水準）を達成することを目指し、その達成に向け各年度の目標工賃を設定しました。
- ・ 上記3（1）における各種取組を実施した結果、支払総額は増加したものの（表2）、事業所数や利用者数の増加に対しては不十分であったために、平均工賃月額 は各年度の目標を達成することはできませんでした（表15）。

【表 15】 平均工賃月額・時間額の目標達成状況

(単位：円)

		R3年度	R4年度	R5年度	R3-4差	R4-5差
目標	月額	15,480	16,310	17,140	830	830
	時間額	195	207	219	12	12
実績	月額	15,201	15,726	15,844	525	118
	(目標比)	(▲279)	(▲584)	(▲1,296)		
	時間額	200	206	216	6	10
	(目標比)	(+5)	(▲1)	(▲3)		

② 課題

- ・ 支払総額の増加が不十分であった要因としては、以下の 3 点が考えられます。
 - (ア) 企業的経営意識の不足
 - (イ) 自主製品販売のノウハウ不足
 - (ウ) 収益の低い施設内就労中心の事業所が多い
- ・ 利用者数は今後も増加が見込まれていることから、平均工賃月額の向上のためにはより一層の支払総額の増加が必要となります。

【表 16】 就労継続支援（B型）利用者見込 ※第3期新しいばらき障害者プランより

	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者見込	7,988	8,432	8,958

(ア) 企業的経営意識の不足

- ・ 平均工賃月額の分布をみると大きな変化はなく、「10,000円～14,999円」の事業所数割合が最も大きくなっています。
- ・ 5割以上の事業所で工賃が向上している一方で、県の目標額を達成している事業所は毎年度3割程度に留まっています。

【表 17】 平均工賃月額の分布

平均工賃月額	事業所数・割合						R3-4 ポイント差	R4-5 ポイント差
	R3年度		R4年度		R5年度 (旧式・参考・速報)			
40,000円～	9	2.3%	10	2.5%	11	2.4%	0.2	▲ 0.1
35,000円～39,999円	3	0.8%	6	1.5%	3	0.7%	0.7	▲ 0.8
30,000円～34,999円	10	2.6%	12	3.0%	13	2.9%	0.4	▲ 0.1
25,000円～29,999円	15	3.9%	21	5.2%	20	4.4%	1.3	▲ 0.8
20,000円～24,999円	37	9.6%	40	9.9%	46	10.1%	0.3	0.2
15,000円～19,999円	74	19.2%	73	18.0%	87	19.1%	▲ 1.2	1.1
10,000円～14,999円	149	38.6%	155	38.2%	172	37.8%	▲ 0.4	▲ 0.4
5,000円～9,999円	67	17.4%	64	15.8%	75	16.5%	▲ 1.6	0.7
～4,999円	22	5.7%	25	6.2%	28	6.2%	0.5	0.0
合計	386		406		455			

【表 18】 平均工賃月額の推移

	事業所数・割合					
	R2-3		R3-4		R4-5	
50%～	21	6.1%	3	0.8%	19	4.8%
25%以上～50%未満	38	11.0%	10	2.7%	32	8.0%
0%以上～25%未満	159	46.0%	221	59.4%	173	43.4%
▲25%以上～0%未満	114	32.9%	138	37.1%	154	38.6%
▲50%以上～▲25%未満	14	4.0%	0	0.0%	16	4.0%
▲50%～	0	0.0%	0	0.0%	5	1.3%
合計	346		372		399	

※対象年度に実績のない事業所は除く

【表 19】 目標達成事業所数

平均工賃月額	事業所数・割合					
	R3年度 (県目標額15,480円)		R4年度 (同16,310円)		R5年度 (同17,140円)	
目標額以上	129	33.4%	128	31.5%	128	28.1%
目標額未満	257	66.6%	278	68.5%	327	71.9%
合計	386		406		455	

(イ) 自主製品販売のノウハウ不足

- ・ 3割程度の事業所が自主製品販売を主な作業として取り組んでいますが、商品開発や販路確保・拡大に苦慮している事業所があります。
- ・ また、物価高騰等により原材料費が高騰している中で適切な価格設定ができず、収益が減少している事業所があることも予想されます。

(ウ) 収益の低い施設内就労中心の事業所が多い

- ・ 約半数の事業所が作業単価（時間額工賃）が低い傾向にある施設内就労を収益の中心としており、比較的高単価の清掃・除草などの施設外就労や農福連携に取り組む事業所が少ない状況が続いています。
- ・ 発注元に対する作業単価引き上げ交渉も難しい状況にあるほか、作業単価（時間額工賃）の認識が不十分な事業所もあります。

4 工賃向上のための指針（重点項目）

工賃向上のため、次の4項目を重点項目として掲げ、これらを連動させながら取り組んでまいります。

- (1) 企業的経営意識の向上
- (2) 自主製品販売の促進
- (3) 発注単価の引き上げに向けた働きかけ
- (4) 官民連携による支援・発注促進

5-1 今後の取組み（重点項目）

(1) 企業的経営意識の向上

① 研修会等の開催

工賃向上のためには、施設の経営者・設置者がトップとして工賃向上の意義や必要性を十分理解するとともに、工賃向上に関する知識を習得し、率先して取り組むことが重要でありますことから、施設の経営者等に対する研修会を開催してまいります。

なお、研修会の開催に当たっては、オンライン会議ツールの活用や、複数のエリアで開催するなど方法を工夫することで、受講機会の拡大を図ります。

また、共同受発注センターに工賃向上指導員を配置し、事業所を直接訪問するなどして、工賃向上を図るための指導・助言を行うなど、事業所の計画的な工賃向上の取組みを支援してまいります。

② 事業所別工賃順位の公表

事業所が自事業所の工賃の実態をより強く認識できるよう、県ホームページなどで事業所別工賃の順位を公表してまいります。

③ 優良事例の紹介

県ホームページなどで各事業所が創意工夫を持って工賃向上に取り組む事例を紹介し、他事業所への拡大を図ってまいります。

また、事業所同士が意見交換など交流できる場を設けることで、事業所間でのス

キルや情報等の共有を目指します。

(2) 自主製品の製造販売の推進

① 即売会の開催や福祉の店への補助

県有施設を活用した販売会を実施し、製品の販路拡大や利用者の訓練の場の確保等を支援してまいります。

また、商業施設など集客力のある場所において開催している「ナイスハートバザール」や「ノウフクマルシェ」などの共同即売会についても開催し、県民の障害者に対する理解を促進しつつ、一層の販路拡大に努めてまいります。

さらに、障害者の製作品の販売促進を図るため、セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（茨城県総合福祉会館）に設置している常設の福祉の店において、製品の販売の一層の促進に努めてまいります。

② 「売れる商品」づくりへの支援

「売れる商品」づくりへの支援を行うため、価格設定や、商品の魅せ方・売り方など売上向上に向けた研修会を実施します。

③ アドバイザーの派遣

専門的な知識や技術を有するアドバイザーを事業所に派遣し、新商品の開発や品質・パッケージの改良、新たな販路開拓、作業効率の向上など、技術向上及び経営改善等を支援してまいります。

④ 備品整備等の経費補助

自主製品の生産性の向上や新たな販路開拓などを行うにあたり必要となる備品整備の費用の一部を補助し、事業所への支援の強化を図ってまいります。

(3) 発注単価の引き上げに向けた働きかけ

① 時間額工賃の認識向上

作業の「時間額工賃」の認識が十分でなく発注単価のみで作業を選択しているために、低工賃に留まっている事業所があることから、6(2)に記載する「最低賃金的な時間額工賃」の周知徹底を図ることで、事業所の「時間額工賃」に対する認識向上を図ってまいります。

② 発注単価の引き上げに向けた働きかけ

発注単価の引き上げについて、発注者や経済団体等に対して、経済動向等を踏まえた適切な単価で事業所への発注を行うよう働きかけてまいります。

(4) 官民連携による支援・発注促進

工賃向上に向けて、発注促進など官民一体となった取組を推進するため、新たに官民連携組織を設置してまいります。

5-2 今後の取組み（その他）

（1）施設外就労への業務転換

① 施設外就労の促進及び技術の向上

施設外就労は比較的高単価であることから、事業所の施設外就労の促進及び、比較複雑な施設外就労の作業が行えるよう、事業所の技術の向上に向けた支援に引き続き努めてまいります。

② 農福連携の促進

農林水産部及び市町村と連携し、農業経営体等及び事業所への農福連携の取組みの働きかけを行ってまいります。

あわせて、共同受発注センターの農福連携アドバイザー及び農福連携推進専門員を活用し、農福連携の推進に向けた企画立案や関係機関との連絡調整などを行ってまいります。

また、引き続き「農作業体験会」を実施し、農福連携に不慣れな農業経営体等や事業所の不安を解消することで、農福連携促進に努めてまいります。

③ 初動工賃補助事業の活用

事業所の施設外就労を伴う作業の発注者に対し、試行期間中（最大 20 日間）の工賃の一部を補助することで、施設外就労の発注を促進し、工賃向上につなげてまいります。

（2）新たな業務の掘り起こし・開拓

① 共同受発注センターの機能強化

共同受発注センターに活動強化員等を配置し、企業等への営業を強化するとともに、事業所の状況を踏まえた新たな受注業務の開拓に積極的に取り組むなど、様々な仕事の開拓と安定的な受注の確保を図ってまいります。

農福連携については、農福連携推進専門員や農福連携アドバイザーを配置し、新たな受注業務の開拓や農業経営体等と事業所のマッチング支援に取り組んでまいります。

また、共同受発注センターのホームページに構築した、会員事業所情報、業務発注者情報、発注案件情報等のデータベースによる、案件の公開、引合い、受注等の受発注機能の活用を図ってまいります。

② 共同受発注センター利用の促進

共同受発注センターでは多数の案件に加えて、比較的高単価の案件を取り扱っており、会員事業所は非会員事業所に比べて平均工賃月額が高いことから、共同受発注センターの利用を促し、受注の機会を増やします（表 5）。

（3）障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害

者優先調達推進法)」に基づき、積極的な調達に取り組んでまいります。

また、事業所等に対する製品の発注が促進されるよう、取扱品目のPRに努めるとともに、県の各機関から事業所等への発注状況についての情報提供を行うなど、マッチングの強化を図ってまいります。

加えて、積極的な優先調達を推進するため、庁内ワーキングチーム会議を開催するなど庁内各所属への周知・啓発に努めてまいります。

なお、市町村や独立行政法人においても同様に積極的な調達が求められていることから、情報提供や支援を行い、県全体での官公需の促進に取り組んでまいります。

6 令和6年度～令和8年度の目標工賃

(1) 目標工賃

本計画では、現状の工賃水準を踏まえつつ、本計画の最終年度（令和8年度）までの目標工賃を下記のとおり設定します。

なお、令和5年度実績より平均工賃月額の算出方法が変更されたため、その結果を踏まえて、必要に応じて目標値を見直すこととします。

【表 20】 目標工賃

単位：円

	R6年度	R7年度	R8年度	R6-8 伸び率
目標工賃月額	18,175	19,211	19,855	9.2%
最低賃金的な時間額工賃	192	218	232	20.8%

(2) 目標設定の考え方

- 令和7年度までを計画期間とする「第2次茨城県総合計画」において、平均工賃を本県の経済状況等を踏まえて全国第10位の水準（19,211円/月）に向上させることを目標としています。
- 本計画でもその目標額を踏まえ、令和7年度の目標を設定するとともに、令和8年度は全国第10位の水準を維持することを目標として、令和4年度実績において全国第10位の「19,855円」を目標として定めます。
- また、事業所の取組目標として県の「目標工賃月額」を達成するために、各事業所が達成すべき最低時間額を示す「最低賃金的な時間額工賃」を定めます。
- なお、これらは令和5年度実績が公表され次第、新計算式による金額の見直しを行います。

注 最低賃金的な時間額工賃：

利用者の増やそれに伴う就労時間の増を踏まえたうえで、目標工賃月額を達成するために必要な工賃支払総額を確保するために必要な、最低時間額。

- ① 1人当たりの就労時間実績「73時間／月」（R5実績）をもとに、利用者数見込（表19）による総就労時間を推計
- ② R5実績の各事業所の延就労時間に、増加する就労時間を均等に追加。
- ③ 時間額が下位の事業所から時間額を引き上げ、目標工賃月額達成のために必要な工賃支払総額を満たす最低時間額「最低賃金的な時間額工賃」を推計。

7 工賃向上計画の評価及び工賃向上計画推進のための協議等

（1）工賃向上計画の評価

- ・ 県は、毎年度の工賃実績を把握し、この計画において策定した目標工賃の達成状況について評価・公表を行います。
- ・ 各事業所においても、それぞれが設定した目標工賃の達成状況等について評価・分析を行うよう促してまいります。

（2）工賃向上計画推進のための協議等

- ・ 県は、前項の評価などを踏まえ、必要に応じて「茨城県障害者施策推進協議会」を活用するなどして、工賃向上計画推進のための協議を行います。
- ・ 市町村においては、それぞれの取組みを実施するとともに、必要に応じて市町村自立支援協議会などを活用して、工賃向上を推進していくものとします。

8 参考

事業所における工賃向上のポイント等については、下記の事例集に多くの事例が掲載されていますので、取組の参考としてください。

1 令和元年度 厚生労働省委託事業

就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係わる調査研究
「就労支援事業所における工賃向上ガイドブックー良い支援、高い工賃の追求ー」
(令和2年3月)

2 令和5年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業

「就労継続支援事業における生産活動の活性化に関する調査研究」(令和6年3月)